

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

**佐賀県人事委員会規則第18号**

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年佐賀県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<b>別表（第2条、第3条関係）</b>			<b>別表（第2条、第3条関係）</b>		
都道府県	支給地域	級地	都道府県	支給地域	級地
埼玉県	略		埼玉県	略	
東京都	略		<u>千葉県</u>	<u>柏市</u>	<u>6級地</u>
略			東京都	略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。